

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人くすのき（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務内容に応じて次の通り報酬等を支給する。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表に定める額
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、職員旅費規程に準じた額

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長に対する報酬等の支給時期は、当月1日より当月末日迄の分を翌月10日に支給する。ただし、その日が土・日・祝日にあたる場合は、その前日または前々日に支給する。

2 理事長を除く役員等に対する報酬は、当該会議に出席又は職務のための出勤（出張）した都度、支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の申し出により本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

「役員及び評議員の報酬等に関する規程」（平成21年4月1日制定）は、平成29年3月31日付で廃止する。

別表（役員等の報酬）

（１）理事長

	日額
業務執行（月１０日勤務）	３０,０００円

（２）評議員

	日額
評議員会への出席	５,０００円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	５,０００円

（３）理事

	日額
理事会等会議への出席	５,０００円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	５,０００円

（４）監事

	日額
監事監査への出席	１０,０００円
理事会等会議への出席	５,０００円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	５,０００円

（５）評議員選任・解任委員

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	５,０００円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	５,０００円